

第 1 号 議 案

令 和 3 年 度

亀 岡 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)

令和3年度亀岡市一般会計補正予算（第2号）

令和3年度亀岡市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

515,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,127,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和3年6月7日提出

亀岡市長 桂川孝裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 5,607,968	千円 241,560	千円 5,849,528
	2 国庫補助金	1,942,735	241,560	2,184,295
16 府支出金		3,197,802	5,674	3,203,476
	2 府補助金	1,724,683	5,674	1,730,357
19 繰入金		1,675,310	6,769	1,682,079
	2 基金繰入金	1,616,651	6,769	1,623,420
20 繰越金		1,000	55,597	56,597
	1 繰越金	1,000	55,597	56,597
21 諸収入		391,513	7,100	398,613
	6 雑入	363,286	7,100	370,386
22 市債		3,993,200	198,700	4,191,900
	1 市債	3,993,200	198,700	4,191,900
歳入合計		36,612,200	515,400	37,127,600

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		5,301,366	50,633	5,351,999
	1 総務管理費	4,364,077	48,533	4,412,610
	7 環境交通対策費	317,286	2,100	319,386
3 民生費		13,656,872	120,409	13,777,281
	2 児童福祉費	5,398,407	120,409	5,518,816
4 衛生費		3,375,695	422	3,376,117
	1 保健衛生費	1,780,582	422	1,781,004
6 農林水産業費		1,067,511	5,550	1,073,061
	1 農業費	829,665	3,350	833,015
	3 林業費	82,933	2,200	85,133
7 商工費		525,153	23,000	548,153
	1 商工費	525,153	23,000	548,153
8 土木費		3,632,715	271,067	3,903,782
	2 道路橋梁費	1,257,386	237,300	1,494,686
	4 都市計画費	1,997,555	33,767	2,031,322
10 教育費		3,267,998	44,319	3,312,317
	1 教育総務費	363,491	△1,598	361,893
	2 小学校費	1,085,463	11,538	1,097,001
	3 中学校費	313,046	12,506	325,552
	4 幼稚園費	85,533	800	86,333
	5 社会教育費	1,340,722	18,963	1,359,685
	6 保健体育費	79,743	2,110	81,853
歳 出 合 計		36,612,200	515,400	37,127,600

第2表 継 続 費

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額	
			千円		千円	
4	衛生費	2 清掃費	534,600	旧若宮工場除却事業	令和3年度	195,000
				令和4年度	339,600	

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
塵 芥 車 購 入 経 費	令和3年度から 令和4年度まで	千円 10,500
都 市 公 園 照 明 灯 L E D 化 事 業	令和3年度から 令和11年度まで	110,234

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童福祉施設整備事業	千円 73,900 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。	千円 77,200 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。
道路橋梁整備事業	649,900 "	"	"	"	824,400 "	"	"	"
都市計画事業	444,000 "	"	"	"	464,900 "	"	"	"
計	3,993,200				4,191,900			